

吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務

委託事業者プロポーザル募集要項

令和5年6月12日

吹田市 下水道部 水再生室

第 1 業務概要	3
1 業務名	3
2 業務の概要	3
3 業務期間	3
4 実施場所	3
5 提案上限金額.....	3
6 募集要項の配布.....	4
7 提案募集事務局（提出・問い合わせ先）	4
8 スケジュール.....	4
第 2 プロポーザルへの参加	4
1 参加資格	4
2 参加表明書の提出	5
3 参加資格の通知.....	5
4 参加の辞退	5
第 3 質問の受付及び回答	6
第 4 提案書等の提出	6
第 5 提案の審査	7
1 審査の概要	7
2 1次審査	7
3 2次審査	7
4 審査・選定の方法	8
5 選定結果の通知について.....	8
6 契約方法	8
7 契約保証金	9
8 選定結果の公表.....	9
9 提案者が1者又ははない場合	9
10 提案の無効に関する事項.....	9
11 失格に関する事項	10
第 6 その他	10

第1 業務概要

1 業務名

吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の概要

(1)目的

下水道事業で利用されている紙ベースの台帳等（資産台帳、設備台帳、工事台帳、維持管理台帳、工事関係図書等）の電子化、クラウド型のシステム化を図り、タブレットを用いた点検結果の情報を蓄積できる機能も含め、システム構築及び保守を業務対象とする。

システム導入により、情報を一元管理することで、業務の効率化、正確なデータの共有化を図る。

また、今後の下水道事業ストックマネジメントの推進に向け、現有施設の健全度を評価し、重要度・優先度を踏まえたうえで、将来の下水道施設の更新費用算定を支援することが可能な設備台帳システムを目指すものである。

(2)内容

ア 下水処理場設備台帳システム構築及び既存図書の電子化

※今回構築業務は健全度評価及び更新費用算定機能は対象外。

イ 下水処理場設備台帳システムの保守

詳細は、別途配付する「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）を参照すること。

3 業務期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

構築業務 令和5、6年度

保守業務 令和7～11年度（5年間）

4 実施場所

吹田市南吹田下水処理場（水再生室分室）

〒564-0043 吹田市南吹田5丁目34番3号

ほか、本市が指定する場所

5 提案上限金額

105,506,500円（消費税及び地方消費税を含む） ※費用は令和5年度～令和11年度総額

支払は、年度毎に行い、令和5年度については8,990,000円を上限とする。

6 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和5年6月12日（月）午前9時から令和5年6月26日（月）午後5時30分まで

(2) 配布方法

吹田市ホームページ「プロポーザル案件情報」に公開する。

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/index.html>

7 提案募集事務局（提出・問い合わせ先）

吹田市 下水道部 水再生室（担当者 坂野、長谷川）

〒564-0043 吹田市南吹田5丁目34番3号

電話番号：06-6369-1606（直通） FAX 番号：06-6369-5150

E-Mail：gesuishi@city.suita.osaka.jp

8 スケジュール

手続等	期限等
募集要項の配布期間	令和5年6月12日（月）～6月26日（月）
参加表明書等の提出期間	令和5年6月12日（月）～6月26日（月）
質問書の受付期間	令和5年6月12日（月）～6月19日（月）
質問書に対する回答	令和5年6月23日（金）
参加資格の通知	令和5年7月3日（月）
提案書等の提出期間	令和5年7月4日（火）～7月18日（火）
一次審査の結果通知	令和5年8月10日（木）
二次審査 （デモンストレーション・プレゼンテーション）	令和5年9月5日（火）
二次審査の結果通知	令和5年9月11日（月）
契約	令和5年10月予定

第2 プロポーザルへの参加

1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けていること。
- (6) 参加表明書提出日から過去 10 年間の間に、地方自治体と直接契約し、本業務に類する業務を完了した実績を有する者。
※実績の対象は、参加表明書提出日から 10 年以内に業務を契約し、参加表明書提出日まで
に業務完了しているものとする。

2 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加表明書（様式 1） 1 部
 - イ 会社概要（様式 2） 1 部
 - ウ 類似業務実績調書（様式 3）及び実績調書の証明書類の写し（契約書、仕様書等） 10 部
 - エ 情報セキュリティ認証の写し（ISO27001） 1 部
 - オ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書 1 部
- (2) 提出場所
吹田市下水道部水再生室分室 企画・施設担当（吹田市南吹田 5 丁目 34 番 3 号）
- (3) 提出期間
令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 6 月 26 日（月）まで
上記期間の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
（ただし、土日祝日及び平日正午～午後 0 時 45 分を除く）
- (4) 提出方法
事前に電話連絡を行い持参するか又は書留郵便によること。また、期限必着のこと。

3 参加資格の通知

令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 5 時 30 分までに電子メールにより通知する。
また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

4 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届を提出すること。
なお、辞退したものは、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとする。

第3 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問については質問書（様式5）を電子メールにより提出すること。回答は質問回答日に、質問者の名前を伏せて吹田市下水道部水再生室ホームページで公開する。なお、件名に「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務 公募型プロポーザルの質問について」を入力すること。

(2) 質問受付期間

令和5年6月12日（月）午前9時から令和5年6月19日（月）午後5時30分

(3) 質問回答日

令和5年6月23日（金）午後5時30分

(4) 提出先メールアドレス

gesuishi@city.suita.osaka.jp

第4 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和5年7月4日（火）から令和5年7月18日（火）

上記期間の午前9時から午後5時30分

（ただし、土日祝日及び平日12時～12時45分を除く）

(2) 提出場所

吹田市下水道部水再生室分室 企画・施設担当（吹田市南吹田5丁目34番3号）

(3) 提出方法

事前に電話連絡を行い持参するか又は書留郵便によること。また、期限必着のこと。

(4) 提出書類

ア 提案書 計14部（社名等の記載のあるものを5部、記載のないものを9部）

イ 機能要件対応表（様式7） 10部

ウ 見積書（様式6） 1部

エ 体制図（様式8） 1部

オ 業務従事者調書（様式9） 1部

カ 発注仕様書（案） 10部

キ 上記ア～カの電子データ（CD-R or DVD-R）

(5) 留意事項

ア 提出書類の差し替えは認めない。

イ 提出書類は非公開とする。

ウ 提出書類は返却しない。

(6) 提案書について

「提案書作成要領」に基づき作成すること。

(7) 発注仕様書（案）について

発注仕様書は契約候補事業者と協議により決定するが、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書（案）を作成し、提出すること。調達仕様書の文章を変更する場合は、元の文章に取り消し線を加える等、変更の前後が分かるようにすること。提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション、質疑応答の中で提案した事項は、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

なお、発注仕様書（案）と「機能要件対応表」の記載内容に著しく相違がある場合は、契約候補者と認めない。

(8) 見積書について

本業務にかかる費用総額を様式6「見積書」に記載し、提出すること。加えて、その内訳が分かる明細書を添付すること（様式自由）。また、参考として構築費用と保守費用が分かるよう様式6「見積書」に記載し、提出すること。

第5 提案の審査

1 審査の概要

審査は、機能要件対応表【提出書類様式7】、実績・経験【類似業務実績調書様式3、業務従事者調書様式9】、提案書による書類審査（1次審査）と、プレゼンテーション審査、デモンストレーション審査及び価格審査（2次審査）からなり、本市が設置する「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき実施される。

2 1次審査

(1) 書類審査

提出された提案書等について審査要領に基づき書類審査を実施し、得点の上位3者を2次審査の対象者として選定する。

選定結果については、1次審査を受けた提案者全てに対し、令和5年8月10日（木）までに電子メールにより通知する。

3 2次審査

(1) プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

選定委員会において、提案者の企画力や技術力、専門性、意欲や理解度などをより詳細に把握するため、提案書に基づくプレゼンテーションの実施、システムの具体的な機能や操作性等の確認のため、デモンストレーションの実施及び質疑応答を次のとおり実施する。

ア 実施日時

令和5年9月5日（火）

※訪問時間及び実施場所、実施方法の詳細は、1次審査の結果とともに正式に通知する。

イ 時間配分

各者に1時間（プレゼンテーション15分、デモンストレーション30分、質疑応答15分）

(2) 価格審査

提出された「見積書」について、「審査要領」に定める計算式に基づき、価格評価点を算出する。

4 審査・選定の方法

(1) 審査方法

選定委員会が、「審査要領」に基づき行う。また、審査にあたっては、提案事業者の商号、名称、代表者氏名などを匿名とする。

(2) 最優秀提案者の決定方法

選定委員会の各委員が総合評価点（1次審査と2次審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

5 選定結果の通知について

- (1) 選定結果については、2次審査を受けた提案者全てに対し、令和5年9月11日（月）午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。
- (2) 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次の通り書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年9月11日（月）から令和5年9月19日（火）
上記期間の午前9時から午後5時30分
（ただし、土日祝日及び平日12時～12時45分を除く）

イ 提出場所

吹田市下水道部水再生室分室 企画・施設担当（吹田市南吹田5丁目34番3号）

ウ 提出方法

任意の様式による書面を事前に電話連絡を行い持参するか又は書留郵便によること。また、期限必着のこと。

6 契約方法

審査の結果、最優秀提案者となった1者を契約候補者とし、随意契約交渉の上、契約締結を行う。ただし、事故等の特別な事由により、最優秀提案事業者との契約が不可能となった場合においては、次点の者から繰り上げて契約候補事業者とする。

7 契約保証金

吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 113 条の規定に該当する場合は、減額することがある。

8 選定結果の公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、水再生室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 最優秀提案者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、応募が 2 者の場合には公表しない。）
- (3) 全提案事業者の評価点及び順位付け（1 位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定委員会委員の役職名
- (6) 選定委員会の会議録の概要
- (7) その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

9 提案者が 1 者又はない場合

提案者が 1 者であった場合において、審査を行った結果、全選定委員の総合評価点の平均点について、満点の 6 割以上を獲得していない場合は選定事業者はなしとする。提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

10 提案の無効に関する事項

次に挙げる項目に一つでも該当するときは、その者を無効とする。

- (1) 契約候補者の選定時点において本要項の「第 2 1 参加資格」の各号に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に、提案書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- (5) 「第 1 5 提案上限金額」に定める金額を超えたとき。
- (6) 追加費用が発生する提案を行ったとき。
- (7) 2 つ以上の提案書を提出したとき。
- (8) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

11 失格に関する事項

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講ずることとする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第6 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要項、調達仕様書等を熟読し、遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、本要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。